

# 群馬県適正化通信 NO. 89(平成28年1月号)

## 平成27年度安全性評価事業（Gマーク）認定事業所数について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は、昨年（平成27年度）の12月15日付けで、「平成27年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の申請事業所8,420事業所のうち、8,140事業所を平成27年度安全性優良事業所として認定しました。これにより、全認定事業所数は22,372事業所（全事業所の26.7%）となりました。

### 1. 安全性優良事業所認定状況

（平成27年12月15日現在）

年度	平成15～17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
群馬県	16～65	86	127	164	220	271	314	354	386	443	459
取得率		5.2%	7.5%	9.8%	13.1%	16.3%	19.1%	21.4%	23.7%	27.2%	28.2%
全国		8,205	9,712	11,276	13,136	15,217	17,083	18,119	19,257	21,125	22,372
取得率		9.6%	11.3%	12.9%	15.2%	18.1%	20.3%	21.6%	23.0%	25.3%	26.7%

参考：平成27年度関東地区取得率23.7%

### 2. 平成27年度認定事業所数

（ ）の数字は申請事業所数

	新規	初更	2更	3更	4更	合計
群馬県	35(36)	34(36)	46(47)	19(19)	10(10)	144(148)
全国	2,142	1,596	2,114	1,111	1,177	8,140

### 3. 安全性優良事業所（Gマーク）取得に向けた説明会等について

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関では、例年5月初旬にGマーク新規申請、更新申請手続き等の説明会を実施しています。また、新たに平成26年度から、Gマーク取得希望事業所を対象とした勉強会も開催しています。平成28年度の日程等の詳細が決まりましたら、ご案内しますので、希望される方はご参加をお願い致します。

### 4. 安全性優良事業所（Gマーク）に対する苦情について

Gマーク車両が「安全・安心な輸送」に大いに貢献しているところですが、一方、Gマーク車両の増加に伴い、Gマーク車両による危険運転等悪質違反行為に関する苦情が散見されるようになっております。これらの悪質違反行為は、Gマーク認定制度の信頼を著しく失墜させるものであり、速やかに改善を図る必要があります。

このため、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関では、平成26年12月1日から当該苦情等に対する取扱いを明確にするとともに、是正指導、報告書の提出等により厳正に対処することになりましたので、お知らせいたします。

(1)「悪質違反行為」とは次のいずれかに該当するものをいう。

① 貨物自動車運送事業法及び道路交通法等関係法令に違反する行為であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 著しい速度超過

ロ 著しい過積載

ハ 信号無視

ニ 急な割込み、煽り行為又は幅寄せその他の交通事故を誘発する可能性の高い危険行為（イ～ハを除く。）

② 巡回指導の最重点指導項目に係る著しい違反行為その他Gマーク認定制度の信頼を著しく失墜させる行為

### 5. 安全性優良事業所（Gマーク）取得に向けての取組みについて

評価項目「安全性に対する取組の積極性」について、今後申請を予定される事業所は、下記項目について今から取組んで下さい。

- (1) 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させる。（①か②のいずれかを満たしていれば良い）
- ①過去1年間（平成27年7月2日～平成28年7月1日）において、「一般診断」の受診者数が全ての選任運転者の3割以上であること。
- ②過去3年間（平成25年7月2日～平成28年7月1日）において、全ての選任運転者が「一般診断」又は「特定診断（初任・適齢・特定）」のいずれかをもれなく受診していること。
- (2) 定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用する。（①か②か③のいずれかを満たしていれば良い）
- ①過去1年間（平成27年7月2日～平成28年7月1日）において、過去5年間または過去3年間の運転記録証明書が選任運転者の3割以上であること。
- ②過去3年間（平成25年7月2日～平成28年7月1日）において、過去5年間または過去3年間の運転記録証明書が選任運転者全員分あること。
- ③過去1年間（平成27年7月2日～平成28年7月1日）において、過去1年間の運転記録証明書が選任運転者全員分あること。
- (3) グリーン経営認証やISO（9000シリーズ又は14000シリーズ）等を取得する。

- この項目については、上記認証やその他の公的な第三者機関からの認定、認証の取得の有無を確認します。

群馬県においては、「環境GS」認定制度が対象となっています。該当する認証等の取得がない事業所においては、「環境GS」の取得をお勧めいたします。（申請方法等は群馬県のホームページに掲載されています。）

・ **認定事業者総数（運送関係） 136事業所** **（平成28年1月5日現在）**

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
<b>新規認定事業所数（運送関係）</b>	<b>12事業所</b>	<b>9事業所</b>	<b>20事業所</b>	<b>21事業所</b>

注：詳細は、群馬県環境森林部環境エネルギー課に電話でお尋ね下さい。 TEL027-226-2817

- ①環境GS認定制度とは  
県内の事業者（事業所）が、温室効果ガスを持続的に削減するための計画（Plan）を立て、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を行う体制～「環境マネジメントシステム」～を整備し、これを組織的に運用することを支援する制度です。また、その取組を県が認定・公表することで、地球温暖化防止に配慮した事業活動の普及を図ることを目的とします。
- ②対象事業者  
県内に事業所を置く事業者
- ③特徴  
ア. 申請書を県に提出した時点から認定の対象  
イ. 無理なく取り組める簡易な内容  
ウ. 費用は無料  
エ. 業種、事業規模の大小に関わらず申請可能  
オ. 県が皆さんの取組をサポート
- ④認定事業者になると  
ア. 認定書及びステッカーの交付（群馬県知事名の「認定書」を交付）  
イ. 事業者名の公表（県のホームページに掲載）  
ウ. 県の支援等（情報提供・研修会・エコドライブ支援装置の貸出し・環境GS省エネ診断員や環境GS推進員の派遣等）

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821